

4 広島県との協力

小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。

第8項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表23

2 立退き等の指示（法第29条）

洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

第9項 輸送

1 県の設備による輸送

水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表9（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。

2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者はその旨を一般に周知させるとともに、土木建築事務所長を通して県庁河川課に報告するものとする。

第11項 水防てん末報告

1 水防管理団体の報告

水防管理団体が水防活動を行ったときは、付表33に示す様式により、水防活動終了後5日以内に所轄の土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。知事は当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。

2 土木建築事務所の報告

土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

◇参照 水防活動状況報告書 付表33

第10節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- ③ 車両、その他運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その

水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）



- ① 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- ② 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- ③ 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）

種類	発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約15秒 約5秒 休止 ○ー
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	約15秒 約5秒 約15秒 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約15秒 休止 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○	約30秒 約5秒 約30秒 ○ー 休止 ○ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー

- ① 信号は、適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第4条）